

---

# 任期付職員募集（九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所国立公園利用促進担当）

---

## 1. 採用機関及び採用予定人数

---

九州地方環境事務所 1名

---

## 2. 勤務地

---

- （1）屋久島自然保護官事務所  
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房前岳 2739-343
- 

## 3. 公募の内容

---

任期の定めのある環境省職員（係長級の官職、行政職俸給表（一）が適用される常勤職員）として、採用します。

---

## 4. 職務の内容

---

環境省職員として採用後は、国立公園利用企画官として上記の勤務地に配属となり、外国人観光客を含む国立公園利用者に屋久島国立公園の魅力などを周知するとともに適正な利用を促進するため、各種事業の企画・立案・実施や関係者間の調整、屋久島世界遺産センターを拠点とした周知啓発等に関する業務等に従事します。業務には自然地でのフィールドワークと企画立案を含むデスクワークの双方があります。

具体的には、以下の業務に従事します。

- ① 国内外に向けた屋久島国立公園の魅力発信や、国立公園の利用ルール・マナー周知

にかかる業務

- ② 国立公園などの自然観光資源の活用、公園利用における受け入れ体制構築などによる地域づくりにかかる業務
- ③ 屋久島世界遺産センターを拠点とした普及啓発活動（SNS 等での情報発信、展示内容の検討、来館者対応など）
- ④ 国立公園等における自然とのふれあい推進に関する検討・実施に関する業務（利用者指導、イベント開催、情報発信・普及啓発、直轄施設の維持管理、利用環境の保全等）
- ⑤ 国立公園の利用増進に必要な地域資源に関する調査、管理方策の検討・実施に関する業務
- ⑥ 上記①～⑤に必要な企画・立案、関連情報の収集・分析、関係機関等との連絡調整、会議への参加・運営等の業務、その他上記に関連する業務で、必要に応じて首席企画官が指示する業務（資料作成、関係者へのヒアリング、データのとりまとめ等）など

---

## 5. 求める人材

---

以下の（１）～（７）を満たす者。

- （１）民間企業・地方公共団体等において、以下のいずれかに関連する業務に従事した経験を合計４年以上有すること。
  - ① 国立公園などの自然観光資源の魅力発信や利用ルール・マナー周知などに関する業務に４年以上従事した経験を有すること。
  - ② 国立公園などの自然観光資源を活用した地域づくり、観光事業者等の関係者間の合意形成などに関する業務に４年以上従事した経験を有すること。
  - ③ 自然観察・解説、自然公園の利用者指導、環境教育、利用施設の維持管理その他、自然とのふれあいの推進に関する業務に４年以上従事した経験を有すること。
  - ④ ①～③の経歴を通算して４年以上従事した実務経験を有する場合も可とする。
- （２）屋久島以外の国内外における自然観光資源の魅力発信や利用ルール・マナー周知、ブランディングなどの経験を有すること。
- （３）生物多様性と生態系について、高校教科書程度の知識を有すること。
- （４）大学卒業後７年以上、短大卒業後１０年以上又は高等学校・中等教育学校卒業後１２年以上の業務経験（大学院での研究業務を含む）を有すること
- （５）パソコンを使った電子メールによる連絡、ワード・エクセル・パワーポイント等によ

- る文書等の作成などの事務能力を有すること
- (6) 普通自動車の運転免許を有し、運転ができること
- (7) 採用予定期間中、継続して勤務が可能なこと

---

## 6. 採用期間

---

令和6年8月1日より令和9年3月31日まで（予定）  
※採用時期は前後する可能性があります。

---

## 7. 身分及び処遇

---

国家公務員として採用され、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規程の適用を受けます。

俸給については、一般の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給は、学歴、職務経験等を考慮し決定されます。

当該給与の他、該当があれば諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

---

## 8. 応募資格

---

上記「5. 求める人材」参照。

この他、以下に該当する方は応募できませんのでご了承下さい。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因

とするもの以外)

---

## 9. 応募締切

---

令和6年5月30日(木) 17:00 必着

---

## 10. 選考方法

---

### 【第1次選考】

審査方法：書類選考

※第1次選考の結果は、応募者全員に通知します。

### 【第2次選考】

審査方法：面接による人物試験

※第2次選考の日時・場所等は、第1次選考を通過した方に通知します。また、第2次選考の結果は、第2次選考受験者全員に通知します。

---

## 11. 応募方法

---

応募に当たっては、次の文書①～④を【様式①～③】を使用して作成してください。

なお、書類に記載する年度は、すべて西暦か、西暦和暦併記のいずれかとしてください。

様式①履歴書 【氏名】.xlsx

様式②職務経歴書 【氏名】.docx

様式③小論文 【氏名】.docx

### ①履歴書

※連絡用に携帯電話及び電子メールアドレスを記載のこと。

※複数の事務所への応募を認めている。他に応募している事務所があればその旨も記載のこと。

### ②過去の業務経験一覧

※これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述のこと。

### ③小論文

「屋久島国立公園の魅力発信と適正な利用の推進および国立公園を活用した地域づくりに向けて、自身が貢献できること」について、800字程度で論述すること。

### ④その他当該職種への資質を示すために必要な資料

様式①に記載した運転免許証（普通免許以上）(5. (5))、その他国家資格や外国語に関する資格等があれば、それを証するものや成績を示すもののコピーを添付すること。

---

## 12. 勤務時間及び休暇

---

### (1) 勤務時間

8時30分から17時15分まで（昼休みは12時から13時まで）  
7時間45分／日（週38.75時間）。  
上記勤務は、必要に応じ残業があります。

### (2) 休暇

完全週休2日制（土・日）、国民の祝日、年末・年始のほか年次休暇、特別休暇（結婚、忌引等）があります。なお、週休日等にイベントや屋久島世界遺産センターでの来館者対応等で勤務する場合は、休暇を振り替えることができます。

---

## 13. 応募書類送付先及び問い合わせ先

---

応募書類は電子メールで受け付けます。

- ・件名を「任期付職員（屋久島自然保護官事務所）応募【氏名】」としてください。【氏名】の箇所にはご自分の氏名を記入してください。異なる件名でお送りいただいても受け付けられませんのでご注意ください。
- ・応募書類のファイル名には全て【氏名（ご自身の氏名）】を記載してください。
- ・メール本文には、以下の項目のみ記載してください。
  - 氏名（よみがな）
  - 電話番号

送付先

E-mail : kyusyu\_saiyo@env. go. jp

問い合わせ先

九州地方環境事務所総務課 担当：菊池

電話：096-322-2400

---

## 14. 備考

---

- (1) 給与等については、学歴、経歴等を勘案して一般職の職員の給与に関する法律に基づき決定されます。
- (2) 採用内定者に選考された場合、健康診断を受診（自己負担、任意の医療機関で実施）し、その結果を提出していただくことになります。
- (3) 採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等への在籍証明書を提出していただくことになります。
- (4) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。
- (5) 応募書類の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。（責任廃棄）